

## 広島県指定障害福祉サービス事業者等監査実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第48条、第49条及び第50条の規定に基づき、知事が指定した指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者又は当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）及び指定障害者支援施設の設置者若しくは指定障害者支援施設の設置者であった者又は当該指定に係る障害者支援施設の従業者であった者（以下「指定障害者支援施設等設置者等」という。）に対して行う自立支援給付に係る障害福祉サービス及び法第51条の27、第51条の28及び第51条の29の規定に基づき、指定一般相談支援事業者若しくは指定一般相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る相談支援事業所の従業者であった者（以下「指定一般相談支援事業者等」という。）に対して行う自立支援給付に係る相談支援（以下「自立支援給付対象サービス等」という。）の内容並びに自立支援給付に係る費用の請求に関して行う監査に関する基本的事項を定めることにより、自立支援給付対象サービス等の質の確保及び自立支援給付の適正化を図ることを目的とする。

### (監査方針)

第2条 監査は、指定障害福祉サービス事業者等、指定障害者支援施設等設置者等及び指定一般相談支援事業者等（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）の自立支援給付対象サービス等の内容等について、法第49条、第50条、第51条の28及び第51条の29に定める行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は自立支援給付に係る費用の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

### (監査の選定基準)

第3条 監査は、次に示す情報を踏まえて、必要があると認める場合、又は正当な理由がなく、運営指導を拒否した場合に行うものとする。

#### (1) 要確認情報

- ア 通報・苦情・相談等に基づく情報
- イ 市町、相談支援事業等へ寄せられる苦情
- ウ 自立支援給付の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者

#### (2) 運営指導において確認した情報

法第10条第1項により指導を行った市町及び法第11条第2項により指導を行った広島県が障害福祉サービス事業者等について確認した指定基準違反等

(監査方法等)

第4条 監査方法は、次のとおりとする。

(1) 報告等

指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、障害福祉サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は監査担当職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該障害福祉サービス事業者等の当該指定に係るサービス事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行わせるものとする。

(2) 監査実施の通知等

対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該障害福祉サービス事業者等に通知する。

ただし、緊急に監査を実施する必要があると判断した場合には、監査の当日に通知を行うことができるものとする。

ア 監査の根拠規定及び目的

イ 監査の日時及び場所

ウ 監査担当者

(3) 監査結果の通知等

ア 監査の結果、改善勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。

イ 監査の結果、当該障害福祉サービス事業者等に対して、文書で通知した事項について、文書により報告を求めるものとする。

(行政上の措置)

第5条 監査において指定基準違反が認められた場合は、法第49条、第50条、第51条の28及び第51条の29に定める「勧告、命令等」及び「指定の取消し等」の規定に基づき行政上の措置を機動的に行うものとする。

(1) 勧告

障害福祉サービス事業者等に法第49条第1項から第3項まで、又は第51条の28第1項から第3項までに定める指定基準違反の事実が確認された場合、当該障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

勧告を受けた場合において当該障害福祉サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

(2) 命令

障害福祉サービス事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

なお、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

命令を受けた場合において、当該障害福祉サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

### (3) 指定の取消等

指定基準違反等の内容等が、法第 50 条第 1 項各号、同条第 3 項及び第 4 項で準用する同条第 1 項各号（第 12 号を除く。）及び第 51 条の 29 第 1 項並びに第 2 項のいずれかに該当する場合においては、当該障害福祉サービス事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（以下「指定の取消等」という。）ができる。

### (聴聞等)

第 6 条 監査の結果、当該障害福祉サービス事業者等が命令又は指定の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条第 1 項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

ただし、同条第 2 項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

### (経済上の措置)

第 7 条 自立支援給付の返還については、次のとおりとする。

#### (1) 自立支援給付の返還

ア 勧告、命令又は指定の取消等を行った場合に、自立支援給付の全部又は一部について当該自立支援給付に係る市町に対し、法第 8 条第 2 項に基づく不正利得の徴収（返還金）として徴収を行うよう指導するものとする。

イ 命令又は指定の取消等を行った場合には、原則として、法第 8 条第 2 項の規定により、当該障害福祉サービス事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に 100 分の 40 を乗じて得た額を支払わせるよう指導するものとする。

#### (2) 自立支援給付の返還の期間

監査の結果、自立支援給付対象サービス等の内容又は自立支援給付に係る費用の算定及び請求に関し不正利得の事実が認められた場合における当該事項に係る返還の対象期間は、過去 5 年間とする。

### (合同監査の実施)

第 8 条 監査に当たっては、必要に応じて関係課及び関係機関等の協力を得て合同で実施することができる。

### (その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、監査について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 12 月 3 日から施行する。
- 2 広島県支援費制度指定居宅支援事業者等の監査実施要綱（平成 16 年 3 月 3 日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 6 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 10 日から施行する。